

吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 9 月 26 日

スタンレー電気株式会社
スタンレーモビリティエレクトリック株式会社

(吸収分割事前開示書面)

2025 年 9 月 26 日

東京都目黒区中目黒二丁目 9 番 13 号
スタンレー電気株式会社
代表取締役 貝 住 泰 昭

東京都目黒区中目黒二丁目 9 番 13 号
スタンレーモビリティエレクトリック株式会社
代表取締役 遠 藤 雅 夫

吸収分割に係る事前開示書面

スタンレー電気株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の 100%子会社であるスタンレーモビリティエレクトリック株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両者間において 2025 年 7 月 31 日付で吸収分割契約を締結し、2025 年 10 月 2 日を効力発生日として、吸収分割会社が営む自動車（四輪、二輪及びインテリア）に係る電子事業のうち、設計・開発及び販売に係る事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしましたが、今般、本吸収分割の効力発生日を 2026 年 1 月 5 日に変更いたしましたので、本事前開示書類の内容を下記のとおり変更いたします。（変更箇所には下線を付しています）

その他の事項につきましては、2025 年 8 月 28 日付「吸収分割に係る事前開示書面」のとおり、変更はございません。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条の定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約、吸収分割契約書に関する覚書の内容(会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項)

別紙 1のとおりです。

2. 吸収分割の対価についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び第 192 条第 1 号)

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して吸収分割会社に対し、本吸収分割により吸収分割会社から承継する権利義務の対価として、吸収分割承継会社の普通株式 5,309,680 株を交付します。

吸収分割会社に対して交付される株式の数は、吸収分割承継会社が吸収分割会社の完全子会社であることを踏まえ、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。

また、吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して資本金及び準備金の額を増加させない予定ですが、吸収分割承継会社の財務状況等の諸事情に照らして、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の対価についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号)

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等(会社法施行規則第 192 条第 4 号イ)

吸収分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)よりご覧いただけます。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ、第 192 条第 6 号ロ)

吸収分割承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、最終事業年度がありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は別紙 2 のとおりです。

5. 吸収分割承継会社の重要な後発事象に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ、第 192 条第 6 号イ)

吸収分割承継会社は、三菱電機モビリティ株式会社(本店所在地：東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号。以下「三菱電機モビリティ」といいます。)との間で、2025 年 7 月 31 日付で、吸収分割承継会社を吸収分割承継会社、三菱電機モビリティを吸収分割会社とする吸収分割契約(以下「本分割」といいます。)を締結しており、また、2025 年 9 月 26 日付で、当該吸収分割契約書に関する覚書を締結しており、本分割の効力は 2026 年 1 月 1 日に発生する予定です。

吸収分割承継会社は、本分割に際して三菱電機モビリティに対し、本分割により三菱電機モビリティから承継する権利義務の対価として、吸収分割承継会社の普通株式 15,603,520 株を交付する予定です。

6. 吸収分割会社の重要な後発事象に関する事項(会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ、第 183 条第 5 号イ)

該当事項はありません。

7. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号)

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

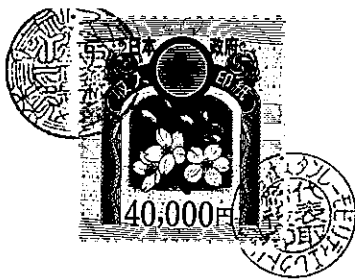
以 上

吸収分割に係る事前開示書面 資料

別紙 1 吸収分割契約書、
吸収分割契約書に関する覚書

2025 年 9 月 26 日

スタンレー電気株式会社
スタンレーモビリティエレクトリック株式会社



吸収分割契約書

スタンレー電気株式会社（以下「甲」という。）及びスタンレーモビリティエレクトリック株式会社（以下「乙」という。）は、2025年7月31日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営む自動車（四輪、二輪及びインテリア）に係る電子事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）スタンレー電気株式会社

（住所）東京都目黒区中目黒二丁目9番13号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）スタンレーモビリティエレクトリック株式会社

（住所）東京都目黒区中目黒二丁目9番13号

第3条 （権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1に記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁の許認可等を要するものについては、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可等が得られることを条件として承継する。
2. 乙は、甲の債務について会社法第759条第3項又は同第4項の規定に基づき履行した場合は、甲に対してその全額について求償することができる。

第4条 （本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式5,309,680株を新たに発行し、承継対象権利義務の対価として、その全部を甲に交付する。

第5条 （乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円

- (2) 資本準備金の額 0 円
- (3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第 35 条第 1 項に定める株主資本等変動
額から前 2 号に定める額の合計額を減じて得た額
- (4) 利益準備金の額 0 円

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 10 月 2 日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 (株主総会決議)

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による承認を求めるものとする。

第8条 (競業禁止)

甲は、乙が承継する本事業について、別途合意する場合を除き競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 (本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙

が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 7 月 31 日

甲： 東京都目黒区中目黒二丁目 9 番 13 号

スタンレー電気株式会社

代表取締役社長 貝住泰昭



乙： 東京都目黒区中目黒 2 丁目 9 番 13 号

スタンレーモビリティエレクトリック株式会社

代表取締役社長 遠藤雅夫



承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2024年3月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継対象資産

- (1) 現金 733,378,057 円
- (2) 本事業のみに関連して甲が所有する以下の資産
 - ① 設計・開発設備
 - ② 特許権
 - ③ ソフトウェア
 - ④ 不良在庫を除く一切の製品在庫
 - ⑤ 図面、仕様書、技術資料、ノウハウ

2. 債務

効力発生日までに本事業に関して甲が販売した製品に関連する一切の債務（損害賠償債務、偶発債務、簿外債務その他の潜在債務を含む。但し、買掛債務及び未払金（以下「非承継製品債務」と総称する。）を除く。）

3. 承継対象契約（雇用契約を除く。）

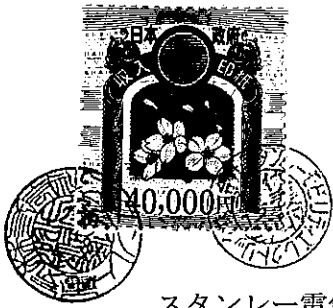
該当なし

4. 雇用契約

乙は、甲から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

5. 許認可等

該当なし



吸収分割契約書に関する覚書

スタンレー電気株式会社（以下「甲」という。）及びスタンレーモビリティエレクトリック株式会社（以下「乙」という。）は、2025年7月31日に締結した吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を以下の通り変更する覚書を締結する。

第1条 （本契約の変更）

甲及び乙は、本契約別紙1 承継対象権利義務明細第1項の内容を以下のように変更するものとする。

1. 承継対象資産

- (1) 現金 733,378,057 円
- (2) 本事業のみに関連して甲が所有する以下の資産
 - ① 設計・開発設備
 - ② 特許権
 - ③ ソフトウェア
 - ④ 不良在庫を除く一切の製品在庫
 - ⑤ 図面、仕様書、技術資料、ノウハウ
 - ⑥ 本覚書締結時点において設立手続中であり、設立後中国に所在することとなる子会社（設立時において斯坦雷电气科技（深圳）有限公司という商号となることが本覚書締結時点において予定されている。）の株式又は持分

第2条 （変更の効力）

1. 本覚書による本契約の変更の効力は、本覚書締結と同時に、将来に向かってのみ生じるものとし、本覚書による変更前の本契約に基づいて既に行われた行為の効力は本覚書によって何らの影響も受けないものとする。
2. 本覚書は本契約を更改するものではない。本覚書において明示的に変更又は合意されたものを除き、本契約の規定は従前どおり効力を有するものとする。

第3条 （準拠法及び裁判管轄）

1. 本覚書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本覚書に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年8月28日

甲： 東京都目黒区中目黒二丁目9番13号

スタンレー電気株式会社

代表取締役社長 貝住泰昭

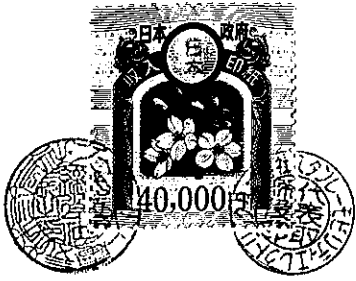


乙： 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

スタンレーモビリティエレクトロニクス株式会社

代表取締役社長 遠藤雅夫





吸収分割契約書に関する覚書

スタンレー電気株式会社（以下「甲」という。）及びスタンレーモビリティエレクトリック株式会社（以下「乙」という。）は、2025年7月31日に締結した吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を以下の通り変更する覚書を締結する。

第1条 （本契約の変更）

甲及び乙は、本契約第6条の内容を以下のように変更するものとする。

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月5日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第2条 （変更の効力）

1. 本覚書による本契約の変更の効力は、本覚書締結と同時に、将来に向かってのみ生じるものとし、本覚書による変更前の本契約に基づいて既に行われた行為の効力は本覚書によって何らの影響も受けないものとする。
2. 本覚書は本契約を更改するものではない。本覚書において明示的に変更又は合意されたものを除き、本契約の規定は従前どおり効力を有するものとする。

第3条 （準拠法及び裁判管轄）

1. 本覚書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本覚書に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年9月26日

甲： 東京都目黒区中目黒二丁目9番13号

スタンレー電気株式会社

代表取締役社長 貝住泰昭



乙： 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

スタンレーモビリティエレクトリック株式会社

代表取締役社長 遠藤雅夫



吸収分割に係る事前開示書面 資料

別紙 2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

2025 年 9 月 26 日

スタンレー電気株式会社
スタンレーモビリティエレクトリック株式会社

貸借対照表
(2025 年 7 月 1 日現在) (単位：百万円)

(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	301	資本金	301
<u>資産合計</u>	<u>301</u>	<u>負債純資産合計</u>	<u>301</u>